び国土交通大臣が定める書面(昭和五十八年運輸省告示第三百三十一号)○自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及

	改	正	案				現	行	
第一	条(略)				第一名	条(略)			
	自動車の種類		走行キロ数	走行条件		自動車の種類		走行キロ数	走行条件
		車両総重量					車両総重量		
	(略)					(略)			
	ガソ 二輪自動車 (側車付二輪 もの) コード (側車付二輪		キロメートル	走 走 行 条 件 B ス は		ガソ 二輪自動車 (側車付二輪 もの) ニ輪自動車 (側車付二輪	輪	キロメートル	走 行 条 件 A
	(略)					(略)			
第 (第 (附 ) 第 ( 上 通 に 年 第 示 二 二 経 一 施 則	第三百三十一号)第一条の規定にかかわらず、なお従前の第三百三十一号)第一条の規定にかかわらず、なお従前の第二条 二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)であって第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事のででは、改正後の自動車型式指定規則第三条第八十六四年国土交通省告示第千三百十八号)第二十八条第八十六四年国土交通省告示第千三百十八号)第二十八条第八十六四年国土交通省告示第千三百十八号)第二十八条第八十六四年国土交通省告示第千三百十八号)第二十八条第八十六四年工交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める事項により、この告示は、公布の日から施行する。第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	かわらず、なお を を を を を を を を を を を き き き き き り に よ め い た め 必 必 必 め ら ) に よ る ら り に よ る ら り に よ る ら り に よ る ら の と め ら ら ら ら ら 。 の ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら る ら る ら る ら る ら る	が で で で で で で で で で で で で で	。 十八年運輸省告示 る独立行政法人交 る告示(平成十五 る独立行政法人交 を受けるもの 保安基準 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					